

事 務 連 絡

平成 1 7 年 6 月 7 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室

台湾産養殖鰻等の取扱いについて

標記については、平成 1 7 年 3 月 3 1 日付け食安輸発第 0 3 3 1 0 0 1 号にて通知したところですが、今般、台湾行政院農業委員会漁業署が発行する輸出証明書に輸入者名等が記載されることとなり、別添のとおり様式が変更されることとなりましたのでお知らせします。

なお、当該証明書により、食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づくエンロフロキサシンに係る検査命令を免除するものではないことを申し添えます。